

6

海岸

1 傾斜路

基本的な考え方

海岸の浜辺にアクセスするために傾斜路を設けるに当たっては、車椅子使用者や高齢者が安全に利用できることが基本である。そのために、傾斜路には段差を設けないことや余裕のある幅員の確保・緩やかな勾配の確保等に努めることが重要である。また、海岸の防護・環境又は利用に及ぼす影響等を検討したうえで、必要に応じて手すり等の施設を設けることにも配慮する。

	整備基準	整備基準の解説
1 傾斜路	<p>海岸保全区域内に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。2 幅は、120センチメートル以上とすること。3 縦断勾配は、8パーセント以下とし、地形の状況等により円滑な利用に支障がある場合は、その途中に水平面を設けること。4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。5 水辺側の路側部には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none">・濡れても滑りにくい材質を使用し、平坦な仕上げとする。・幅の120センチメートルは、人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違い、松葉杖使用者が通行できる寸法である。・傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩又は減速できるような平坦な区間を設ける。・傾斜路の起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には衝突防止のため150センチメートル以上の水平な区間を設ける。・傾斜路から車椅子が脱輪したり、松葉杖が落ちないように傾斜路の海辺側の路側部には立ち上がり部を設ける。

□設計上の配慮事項

【路面】

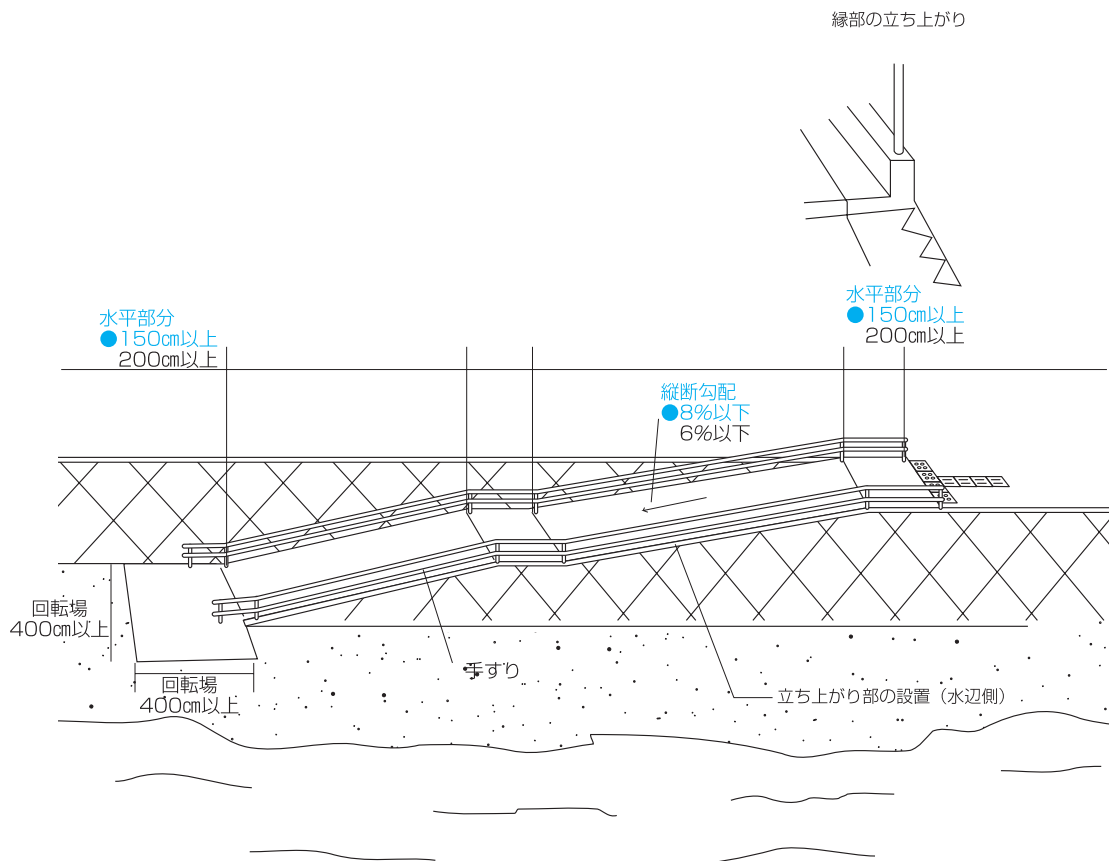
- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 排水溝は設けないこととするが、やむを得ず設ける場合は、車椅子のキャスターやつえ等が落ち込まない構造とする。
- 視覚がい害者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。
- 終点部には、長さ及び幅が400cm以上の回転場を設置することが望ましい。

【幅】

- 幅は200cm以上とすることが望ましい。

【縦断勾配】

- 緩勾配であっても傾斜路が長くなると、車椅子使用者の負担が大きくなることも考慮する。
- 縦断勾配は6パーセント以下とすることが望ましい。



○3パーセント以上6パーセント以下の勾配の部分が50m以上続く場合にあっては、その途中に200cm以上の水平な区間を設けることが望ましい。

【側壁】

- 路側部には、高さ80cm程度の手すりを設けることが望ましい。
- 手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

2 階段

基本的な考え方

階段は、浜辺へのアクセスという重要な役割を持っているが、高齢者・障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高い場所でもあるので、勾配を緩くするなどの負担の軽減を行うほか、特に降りる場合に段を識別できるように段鼻を明度の差の大きいものとしたり、必要に応じて手すりを連続して設けるなど高齢者、視覚障がい者等に配慮する必要がある。

2 階 段	整 備 基 準	整 備 基 準 の 解 説
	海岸保全区域内に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。 1 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 2 幅は、120センチメートル以上とすること。 3 つまずきにくい構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れても滑りにくい仕上げがなされたものとする。 ・つまずきにくい構造とは、蹴込板があり、段鼻がつきだしていないものをいう。

□設計上の配慮事項

【路面】

- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 転落時の危険防止のため、適所に踊場を設ける。
- 視覚障がい者用ブロックが設置されている道路との取付部には注意喚起用ブロックを設けることが望ましい。

【幅】

- 幅は200cm以上とすることが望ましい。

【手すり】

- 高さ80cm程度の手すりを設けることが望ましい。
- 手すりは、水・海水及び潮風により腐食しにくい材質とすることが望ましい。

3 その他

- (1) [手すり] については、Ⅱ. 2 共通事項 1 手すりを参照。
- (2) [案内表示] については、Ⅱ. 2 共通事項 3 案内表示を参照。
- (3) [溝蓋] については、Ⅱ. 2 共通事項 5 溝蓋を参照。
- (4) [水飲み場] については、Ⅱ. 10 その他参考となる事項 1 水飲み場を参照。
- (5) [休憩所] については、Ⅱ. 10 その他参考となる事項 4 休憩所を参照。

